

福島県建築行政マネジメント計画

令和7年7月改定

福島県建築行政マネジメント推進協議会

目次

- I 計画策定の背景と趣旨
- II 計画の位置付け
- III 計画の期間
- IV 計画の公表
- V 目標の達成状況の公表
- VI 計画の見直し等
- VII 目標及び目標達成のための取組
 - 1 建築確認から検査の実効性確保
 - (1) 建築確認審査
 - (2) 中間・完了検査及び工事監理
 - (3) 仮使用認定等
 - (4) 指定確認検査機関等
 - 2 建築士・建築士事務所に対する指導・監督
 - 3 違反建築物等の発生防止と早期解消
 - (1) 違反建築物
 - (2) 違法設置昇降機
 - 4 建築物及び建築設備の維持保全
 - (1) 定期報告
 - (2) アスベスト含有建築物
 - (3) 既存不適格建築物
 - 5 事故・災害への対応
 - (1) 建築物等事故・災害
 - (2) 被災建築物応急危険度判定
 - 6 消費者トラブルへの対応
 - 7 業務執行体制の確保

福島県建築行政マネジメント計画

I 計画策定の背景と趣旨

建築行政においては、平成10年の建築基準法改正により、確認検査業務の民間機関への開放、中間検査制度の導入、建築物の安全安心対策の向上と審査体制の充実が図られ、福島県としては、平成11年に「福島県建築物安全安心実施計画」、平成14年に「福島県既存建築物違反対策推進計画」、そして平成19年に「福島県建築物安全安心推進計画」を発展的に策定し、完了検査率の向上や重大な違反建築物の解消等に取り組んだ。

しかしながら、平成16年以降断続的に発生した昇降機や遊戯施設等による事故、さらに平成17年に明らかになった構造計算書偽装問題により、建築物の安全性や建築行政に対する不信感の増大を招くこととなった。

国は、平成19年以降、建築基準法及び建築士法の厳格化や住宅瑕疵担保履行法の創設等により、建築物の品質確保や建築行政に対する不信感の解消を図り、県内の特定行政庁及び指定確認検査機関等は、建築確認検査業務等を通じ、これまで以上に建築物の安全性等の確保に取り組んできた。

そのような中、平成23年に特定行政庁が中心となって、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、その他の関係団体が連携し、建築物の安全性の向上や迅速かつ適確な建築確認検査、建築物等の事故や災害等に備えた体制の維持を目的として「福島県建築行政マネジメント推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、建築物の安全・安心の確保及び向上のための目標やその具体的取組を明確にした「福島県建築行政マネジメント計画」（以下「計画」という。）を策定した。

計画の策定後、協議会構成員と連携し、取組を進める中、建築基準法及び建築士法が改正され、県は、福島県建築基準法施行条例や福島県建築基準法施行細則を改正するなど諸制度を見直し、令和2年に計画を改定している。

今回の改定は、その内容を基本としつつ、建築確認審査特例制度の見直しや防火・構造規制の見直し、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しなど、新たな制度や昨今の建築行政を取巻く環境の変化、近年発生した違反建築物の事例等を計画に反映するものである。

II 計画の位置付け

計画は、国土交通省の技術的助言「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（令和7年3月11日付け国住指第415号）」に基づくものであり、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全・安心の確保及び向上に係る内容とする。

III 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

IV 計画の公表

次の特定行政庁は、ホームページで計画を公表する。
福島県、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市及び須賀川市

V 目標の達成状況の公表

県は、毎年度、目標の達成状況を取りまとめて協議会構成員に通知し、各特定行政庁は、目標の達成状況をホームページで公表する。

VI 計画の見直し等

協議会は、目標の達成状況等に応じて取組内容を検証し、その結果を踏まえて適宜、必要な見直し・改善を行う。

Ⅶ 目標及び目標達成のための取組

1 建築確認から検査の実効性確保

(1) 建築確認審査

円滑な経済活動を維持しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を徹底する。

特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関（以下「特定行政庁等」という。）並びに消防機関は、緊密に連携しながら、審査期間の短縮及び審査業務のマネジメントに取り組む。

令和4年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物及び都市計画区域等の区域外における木造の階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物（以下「旧4号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・模様替に係る確認審査を迅速かつ的確に遂行する。

【目標】

迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

【取組内容】

- ①特定行政庁等は、「確認審査等に関する指針（H19.6.20国土交通省告示第835号）」及び「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき、迅速かつ適確に確認審査を実施する。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、申請者や設計者からの事前相談等に円滑に対応できるよう、必要な体制の維持に努めるとともに、建築計画や確認申請に必要な情報や問合せの多い内容などを取りまとめ、公表する。
- ③確認審査と消防同意の並行審査において、消防同意後に確認審査で修正が生じたときは、特定行政庁及び指定確認検査機関は、その内容を確実に消防機関に伝達し、消防同意上支障が生じないか確認した上で、確認処分を行う。
- ④特定行政庁及び指定確認検査機関は、構造計算適合性判定を要する場合、指定構造計算適合性判定機関と相互に審査状況を共有し、確認審査期間の短縮に努める。
- ⑤審査者は、物件ごとに適切に進捗を管理するとともに、時間を要する物件については、確認申請図書受付から確認済証交付までの目標所要期間を踏まえて、遅滞なく必要な措置を講ずる。
- ⑥特定行政庁等は、確認審査日数を定期的に把握するとともに、審査方法や体制の在り方を継続的に検証する。
- ⑦申請者等からの苦情や意見については、有益な情報として適切にストックした上で特定行政庁等で共有し、審査方法や体制の改善につなげる。
- ⑧特定行政庁等及び消防機関は、協議会や定期的な意見交換等を通じ、確認審査に係る情報の共有や運用の統一を図るとともに、特定行政庁等は、「建築行政担当者会議」や「福島県特定行政庁等連絡会議」等において、法解釈や運用等を統一する。
- ⑨特定行政庁は建築確認の電子申請受付の導入に努める。

(2) 中間・完了検査及び工事監理

建築物の安全性等の確保及び違反建築物の発生防止に向け、特定行政庁及び指定確認検査機関は、中間・完了検査の確実な実施や工事監理の適正化に一体となって取り組む。

中間・完了検査において、工事監理者による工事監理が適正に実施されていることなどを確認し、違反建築物の発生防止に努める。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、法第7条の5に基づく検査の特例がなくなり、すべての建築基準関係規定への適合を検査することとなることを踏まえ、円滑化に向けた取組を実施する。

さらに、業務効率化・生産性向上を通じ、よりの確な検査の実施を図るため、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について」（令和4年5月9日付国住指第1616号）及び「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の円滑実施について」（令和6年4月16日付国住指第60号）を踏まえ、リモート検査の積極的な導入に努める。

【目標】

中間・完了検査及び工事監理業務の適正化の徹底

【取組内容】

- ①特定行政庁は、確認済証交付時やホームページ等を通じて、中間・完了検査の重要性や特定工程及び工事完了後の遅滞ない検査申請の必要性を周知する。
- ②特定行政庁は、特定工程又は工事完了予定日が経過している検査対象建築物を一定期間ごとに抽出し、その建築主等に対して電話・文書等により検査申請を促す。
督促しても受検しない場合は、速やかに督促を繰り返し、なお受検しない場合は次の③の措置を講ずる。
- ③県は、完了検査を受けずに使用されている建築物の工事監理者が所属する建築士事務所や完了検査等で問題のあった建築士事務所について、特定行政庁及び指定確認検査機関と連携して情報を共有し、立入指導を実施する。
- ④検査員は、不可視部分等に係る建築基準関係規定への適合性を確認するため、検査時に工事監理者の立会いを求める。
- ⑤検査員は、中間・完了検査申請書第4面「照合方法」の記載内容や工事監理者への聴取を通じて、工事監理が「工事監理ガイドライン」や「福島県木造建築物中間検査マニュアル」等に準拠し、適正に行われたことを確認する。
- ⑥特定行政庁は、検査済証等が交付できない指摘事項がある建築物の工事監理者、施工者等に対し、早急に是正するよう指導する。
- ⑦特定行政庁及び指定確認検査機関は、重大な指摘事項の再発を防止するため、「福島県特定行政庁等連絡会議」等において情報を共有し、工事監理者に注意喚起するとともに、特定行政庁は内容に応じて、建築士法・建設業を所管する建設事務所行政課と連携し、指導を強化する。
- ⑧特定行政庁は、建築確認済証交付時やホームページ等を通じて、工事監理の必要性、建築士が工事監理できる建築物、各工事監理ガイドライン、建築主への工事監理結果の報告義務などを広く周知する。

- ⑨特定行政庁は、確認申請書への工事監理者の記載を徹底させ、未定の場合は、工事着手までに「工事監理者等決定届」を必ず提出させる。
- ⑩県は、建築主への工事監理報告書等の提出が徹底されるよう、建築士及び建築士事務所を指導する。
- ⑪特定行政庁はリモート検査の導入に努める。

(3) 仮使用認定等

特定行政庁及び指定確認検査機関は、仮使用認定制度を適確に運用し、対象となる建築物の安全性等の確保を徹底する。

また、特定行政庁は、指定確認検査機関が仮使用を認定する場合、当該機関に対する必要な指導・助言を適時適切に行う。

令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限がかかることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

【目標】

- ①仮使用認定制度の適確な運用
- ②工事中建築物の安全性等確保の徹底

【取組内容】

- ①特定行政庁及び指定確認検査機関は、「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」に基づき、消防機関と連携の上、適正な審査を徹底する。
- ②特定行政庁は、指定確認検査機関が認定した建築物について、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合は、建築主に対して、必要な是正指導を迅速に行う。
- ③特定行政庁は、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度を周知するとともに、必要な届出の徹底を指導する。
- ④特定行政庁は、工事現場の危害の防止のため施工者が講ずるべき措置に対して、必要な指導等を行う。

(4) 指定確認検査機関等

指定確認検査機関における適確な確認審査・検査を確保するため、指定権者である県は、当該機関の業務に対する指導・監督を適切に実施する。

また、県は、適確な構造計算適合性判定を確保するため、指定構造計算適合性判定機関に対しても、適切な指導・監督を実施する。

【目標】

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する適時適切な指導・監督

【取組内容】

- ①県は、確認審査又は判定に日数を要した物件等について、審査・判定上の問題の有無等を技術的見地から調査し、必要な指示を行う。
- ②県は、特定行政庁に協力を求め、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の立入検査を合同で実施する。
- ③県は、指定確認検査・指定構造計算適合性判定機関が、確認検査又は構造計算適合性判定業務において不正行為等を行った場合、「福島県指定確認検査機関の処分の基準」又は「福島県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準」に基づき、厳正に対応する。
- ④県は、確認審査及び適合性判定の一層の円滑化を図るため、関係団体、申請者等からの意見等を踏まえ、審査業務の改善等について、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関と継続的に意見交換を行う。

2 建築士・建築士事務所に対する指導・監督

建築士による適切な設計及び工事監理を通じて、安全性等を確保し、違反建築物の発生を防止するため、建築士及び建築士事務所に対する必要な指導・監督を徹底する。

また、建築士の免許申請書等における押印の廃止を踏まえ、電子申請に向けた体制の整備を進める。

【目標】

建築士・建築士事務所に対する適時適切な指導・監督

【取組内容】

- ①県は、定期的に建築士事務所への立入調査を行うほか、建築士事務所業務（自己）チェックリストの提出を求めるなど、建築士法に基づく書面による契約や図書の保存等業務の適正化を指導し、遵法意識の向上を促す。
- ②県は、建築士定期講習の受講状況を定期的に把握し、未受講者に受講を促す。
- ③県は、設計等の業務に関する報告書の提出状況を定期的に把握し、未提出者に対して、適時適切に提出を促す。
- ④県は、建築士法違反の疑いを確認した場合は速やかに調査を行い、現場状況を把握の上、「福島県建築士懲戒処分等基準要綱」及び「福島県建築士事務所監督処分等基準要綱」に基づき厳正に処分することとし、処分を行ったときは、建築士の氏名や処分の原因となった事実等を公表する。
- ⑤県は、「開設者・管理建築士のための建築士事務所管理研修会」や「建築士資格証交付式」等を通じ、建築士の資質の向上や建築士法の遵守を促す。
- ⑥県は、確認申請窓口などにおいて、建築士法に基づく遵守事項等を周知するとともに、確認申請書等に記載された建築士が、受講すべき定期講習を期限内に受講していない場合には、特定行政庁等と連携し、代理者を通じるなどして、当該建築士に受講を促す。
- ⑦県は、建築士又は建築士事務所の登録などの事務について、県指定登録機関又は県指定事務所登録機関と意見交換を行い、電子申請（電子メールを用いた申請を含む。）における必要事項や課題を抽出・整理するなど、電子化への対応を進める。
- ⑧特定行政庁は建築士又は建築士事務所に対して、違法行為等に関し把握した情報について報告聴取等を行い、建築士法等に違反する可能性が高いと判断される場合における国土交通大臣又は都道府県知事に対する情報共有を行う。

3 違反建築物等の発生防止と早期解消

(1) 違反建築物

特定行政庁は、違反建築物を早期に発見するため、現場パトロールを随時実施する。
また、特定行政庁は、完成後の改修・用途変更等による違反の早期是正や不特定多数の者が使用する建築物の維持保全に対し、必要な指導を行う。

【目標】

- ①違反建築物の発生防止と早期解消
- ②不特定多数の者が利用する建築物の維持保全の適正化

【取組内容】

- ①特定行政庁は、関係団体の協力を得て違反建築物パトロールを定期的に実施し、違反の疑いがある場合は、建築基準法への適合状況を迅速に確認する。
- ②特定行政庁は、都市計画区域外で建築確認の手続が必要な建築物規模の拡大*、建築確認の手続が必要な増築*・改修及び用途変更の規模等を周知するとともに、建築確認の手続が不要な用途変更については、法への適合及び適切な維持保全を促す。
- ③特定行政庁は、違反建築物の早期解消に向け、「福島県違反建築物是正要綱」や各特定行政庁が定める要綱等に基づき、所有者又は管理者を粘り強く指導する。
- ④特定行政庁は、第三者に被害を及ぼすおそれのある重大な違反や悪質な違反については、違反建築物ごとに速やかに是正計画を作成させ、消防、市町村、福祉、警察等の関係機関と連携して所有者等を指導する。
- ⑤特定行政庁は、建築基準法に基づき違反是正に関する命令を行ったときは、特定行政庁が定める方法で情報を公表し、所有者等が命令に従わない場合は、違反の重大性に応じて、告発する。
- ⑥県は、特定行政庁に対して、違反建築物に関する情報提供を求め、関与した建築士事務所に立入調査を行った上で、厳正に処分し、再発を防止する。
- ⑦特定行政庁は、定期報告の結果を踏まえ、消防機関と連携して対象建築物への立入検査を実施し、所有者等に維持保全の適正化を促す。
- ⑧特定行政庁は、広域にわたる多数の建築物における違法行為等について、国の指導を踏まえて、計画的に指導する。

*都市計画区域外で建築確認の手続が必要な建築物規模の拡大：

令和4年改正建築基準法により、都市計画区域外で建築確認の手続が必要な建築物規模が、木造で、階数が3から2へ、延べ面積が500㎡超から200㎡超へ拡大された。

*建築確認の手続が必要な増築：

特定行政庁は、平成30年改正建築基準法における手続の合理化措置を踏まえ、同一敷地内（防火地域及び準防火地域以外）において別棟で増築、改築又は移転する延べ面積10㎡以内の建築物については、建築確認の手続が不要とするよう運用を変更した（令和元年6月施行、令和6年2月改正）。

(2) 違法設置昇降機

建築確認等の必要な手続を経ず、違法に設置された昇降機においては、これまで多くの重大事故が発生している。

これを踏まえ、特定行政庁は、労働基準監督署と緊密に連携し、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、早期是正に向けた指導を徹底する。

【目標】

違法設置昇降機の発生防止と早期解消

【取組内容】

- ①特定行政庁は、昇降機の違法設置の発生を未然に防止するため、昇降機設置に係る関係法令や手続等をホームページで周知する。
- ②特定行政庁は、違法設置昇降機に係る情報収集窓口を周知し、広く情報提供を求めるとともに、労働基準監督署と連携して立入検査を行うなど積極的な情報把握に努める。
- ③特定行政庁は、情報収集窓口や労働基準監督署から情報提供があった場合は、建築確認・検査の手続の有無を確認し、建築基準法への適合状況を速やかに把握するとともに、構造上の問題等がある昇降機については、安全が確保されるまで使用を停止させ、早急な是正を指導する。
- ④特定行政庁は、労働基準監督署と定期的に情報共有するなど連携体制の維持に努める。

4 建築物及び建築設備の維持保全

(1) 定期報告

特定行政庁は、定期報告の対象となる建築物、建築設備、昇降機及び防火設備の所有者等に対し、所定の報告を徹底させるとともに、報告内容から建築物等の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、所有者等に適切な維持保全を促す。

【目標】

定期報告制度の適確な運用による安全性等の確保

【取組内容】

- ①特定行政庁は、検査済証の交付時等を通じて、定期報告制度の重要性や定期報告の対象となることを建築物等の所有者等に周知し、確実な提出を誘導する。
- ②特定行政庁は、報告内容を速やかに審査し、不適合となる箇所がある場合は、所有者等に電話・文書で是正を促すとともに、消防機関と連携の上、必要に応じて立入検査等を実施し是正指導を行う。
- ③特定行政庁は、期限までに報告のない建築物等の所有者に速やかに督促し、督促しても報告のない場合は、速やかに督促を繰返し、なお報告のない場合は消防機関や市町村と連携した立入検査等を通じ、定期報告の重要性等を説明して報告を促す。
- ④消防機関から報告された事故情報等については、立入検査等の機会を捉え所有者等に周知し、適正な維持保全を指導する。
- ⑤特定行政庁は、令和6年の定期調査・検査の告示改正により、換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置の作動状況等の検査が建築設備等定期検査へ、常時閉鎖式防火扉の作動状況等の検査が防火設備定期検査へ移行したことを周知し、適正な維持保全と報告を促す。
- ⑥特定行政庁は電子メールやシステムによる報告を可能にする等、定期報告のオンライン化に努める。

(2) アスベスト含有建築物

特定行政庁は、健康被害をもたらすおそれのある吹付けアスベスト等の除去等の義務化*を踏まえ、民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト等の使用実態の早期把握や改修による安全な除去等を促進する。

【目標】

民間建築物におけるアスベスト対策の促進

【取組内容】

- ①特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、窓口やホームページ等でアスベスト含有調査の必要性や増改築等における除去等の義務を周知する。
- ②県は、「福島県アスベスト対策に係る連絡調整会議」等を通じ、関係団体や市町村と情報を共有し、適切な相談体制を維持する。
- ③特定行政庁は、吹付けアスベスト等の使用実態を把握している延べ面積1,000㎡以上の建築物の所有者に、早急かつ安全な除去等の改修を促すほか、アスベスト含有調査結果を報告していない建築物の所有者等に対して報告を督促し、実態を把握する。
- ④特定行政庁は、不特定多数の者が利用する延べ面積300㎡以上の建築物について、早期にデータベースからの抽出を完了させ、調査対象建築物の所有者等に調査を促し、実態を把握する。
- ⑤県は、アスベスト含有調査に対する市町村補助事業の創設を支援する。

*吹付けアスベスト除去等の義務化：

平成18年改正建築基準法により、既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替え時に吹付けアスベストへの対策（除去・封じ込め・囲い込み等の措置）を行うことが義務付けられた。

(3) 既存不適格建築物

既存不適格建築物においては、その危険性に対する所有者等の認識が十分でないこともあり、維持保全はもとより、機能・性能を向上させる観点から適切な改修が求められている。

このため、特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、法制度や補助制度等の周知、相談対応及び指導・助言に取り組む。

また、既存建築物の耐震化やリフォーム等及び建築ストックの有効活用を促進する。

【目標】

- ①既存不適格建築物の耐震性能や防火避難性能等の向上
- ②建築ストックの有効活用の促進

【取組内容】

- ①特定行政庁は、ホームページ等を通じ、既存不適格建築物について、安全性向上の必要性、増築等する場合の法規制や補助制度等を周知するとともに、増改築や用途変更等に係る相談があった場合は、全体計画認定制度*に基づく段階改修の活用など、適確な指導・助言を行う。
- ②特定行政庁は、保安上著しく危険な既存不適格建築物を把握した場合、早急に実態を把握するとともに、「既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」*を参考に、建築物の所有者等に対して必要な指導・助言等を実施し、改修等を促す。
- ③特定行政庁は、既存不適格エレベーターのうち、特に戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の未設置状況を定期報告の内容などから把握した上で、所有者等に設置の必要性を周知・啓発し、改修を促す。
- ④特定行政庁及び指定確認検査機関は、将来の増改築や用途変更、建築物売買時の法適合状況証明等の観点から、検査済証の交付時等を通じて、建築物の所有者に対して、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性を周知する。
- ⑤特定行政庁及び指定確認検査機関は、検査済証のない建築物の増築等に関する相談があった場合、「既存建築物の現況調査ガイドライン」を活用し、既存建築ストックの有効活用を促進する。
- ⑥県は、関係団体と連携し、建物状況調査（インスペクション）制度や当該調査に係る補助事業を周知し、既存建築物の有効活用と安全・安心な不動産取引を促進する。
- ⑦特定行政庁は、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・模様替について、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認の対象となることを周知する。

*全体計画認定制度：

平成30年改正建築基準法により、増改築等のほか、新たな増改築等を伴わない用途変更について、特定行政庁が全体計画を認定することで、段階的・計画的な改修が可能となった。

*既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン：

平成30年改正建築基準法により、保安上危険な既存不適格建築物等の所有者等に対して、維持保全に関する勧告・是正命令のほか、新たに指導・助言をすることができることとなった。

5 事故・災害への対応

(1) 建築物等事故・災害

特定行政庁は、建築物、昇降機及び遊戯施設で発生した人身事故・災害を踏まえ、警察・消防等関係機関と連携し、迅速かつ適確な事故対応と再発防止対策に取り組む。

【目標】

警察・消防等と連携した迅速かつ適確な事故対応

【取組内容】

- ①特定行政庁は、建築物等事故・災害に係る必要な情報を国土交通省建築指導課と共有するとともに、特定行政庁及び消防機関で構成する福島県建築物等事故情報連絡会において、速やかに情報収集・伝達等を行う。
- ②特定行政庁は、警察・消防、事故・災害発生市町村と連携するほか、事故情報の収集、現地調査の方法やフロー、関係機関の役割分担等を明確にしたガイドライン等を作成し、事故現場の調査や原因分析を迅速かつ円滑に進める。
- ③特定行政庁は、事故・災害のあった建築物の所有者等に対して、当面の再発予防措置を講ずるよう速やかに指導するとともに、再発防止のため、類似施設の所有者等に広く注意喚起する。

(2) 被災建築物応急危険度判定

県は、大規模地震発生後の余震による家屋の倒壊や部材の落下等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を迅速かつ適確に行う体制を整備・維持する。

【目標】

- ①被災建築物応急危険度判定の実施体制・支援協力体制の確保
- ②被災建築物応急危険度判定士の登録数 2,000名
- ③被災建築物応急危険度判定コーディネーターの登録数 200名

【取組内容】

- ①県は、関係団体と連携し、被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発を行うとともに、定期的に新規養成講習会を実施し、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターを養成・確保する。
- ②県は、関係団体と連携し、応急危険度判定模擬訓練や講習会等を通じて、迅速かつ適確な判定技術の習得・向上を図るとともに、実施本部で応急危険度判定士の指揮・監督に当たる判定コーディネーターの実務能力を確保する。
- ③県は、市町村に対して会議等を通じて、市町村が担う応急危険度判定実施本部の役割を繰り返し周知するとともに、応急危険度判定士や応急危険度判定コーディネーターの必要人員の確保や実践的技術の習得・維持を徹底させる。
- ④県は、市町村が応急危険度判定活動を実施する要否を判断するため、被災直後における被害状況の把握を地域在住の建築士等に依頼する協定の締結に向け、市町村を支援する。
- ⑤県は、円滑かつ迅速な連絡体制を確保するため、大地震を想定した連絡訓練等を定期的に実施する。
- ⑥県は、必要に応じて、模擬訓練や応急危険度判定活動の内容を検証し、模擬訓練や実施体制等の在り方を適宜見直す。

6 消費者トラブルへの対応

建築物に関する消費者トラブルとして、住宅の設計・工事監理、工事等の安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられていることに加え、近年広域犯罪による被害が生じていることから、特定行政庁は、消費生活センターや警察等、関係機関と連携して対応するとともに、建築士法や建設業法等の違反発生を防止するため、必要な対策に取り組む。

【目標】

- ①建築物に関する苦情相談体制の確保
- ②建築物の安全・安心の確保に関する情報の提供

【取組内容】

- ①県及び特定行政庁は、建築物に関する消費者からの相談や苦情に対して、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会、福島県消費生活センターほか関係団体等と連携し適確に対応するとともに、消費者向けの情報提供を行う。
- ②県及び特定行政庁は、関係団体等と連携し、苦情相談内容の実態を把握し、当該実態に応じて、建築士事務所や建設業者に対する立入調査を遅滞なく実施し、法違反が認められた場合は、速やかに是正措置を求める。
- ③県は、住宅を建築する場合の注意事項として、設計や工事監理を行う建築士事務所と締結する委託契約や施工業者と締結する工事請負契約の重要性、住宅を購入する際の手続等について、ホームページへの掲載やリーフレットの作成・配布等を通じて、県民へ広く周知・啓発する。
- ④県は、消費者が、建築士事務所や建設業者を正しく選択できるよう、一定期間、当該事務所等の処分情報をホームページで公表する。

7 業務執行体制の確保

特定行政庁等は、効果的に取組を推進できるよう、業務執行体制を確保する。

また、令和4年の建築基準法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの確認審査に要する時間が増加することから、実施体制を検討・整備する。

なお、令和5年の建築基準法改正において、計画通知が民間開放され、特定行政庁では、審査等の業務量は減少することが想定される一方で、違反建築物に対する是正指導、指定確認検査機関に対する監査、指定確認検査機関からの照会対応、法運用の明確化等の行政職員でなければ行うことのできない業務を果たす必要があり、建築基準法全般の知識及び技術の確保が必要となるため、執行体制の検討及び人材の育成、確保のための取組を行う。

【目標】

- ①業務執行体制の確保
- ②関係機関・団体との連携体制の整備
- ③申請手続の電子化に向けた体制の検討・整備

【取組内容】

- ①特定行政庁等は、一級建築士及び建築主事（建築基準適合性判定資格者）等の資格取得を支援し、有資格者を確保するとともに、確認検査担当者の知識の習得や技術力向上を図る研修・OJTを効果的に展開する。
- ②特定行政庁は、審査基準の解釈や運用等の取扱いをデータベース化するなど、保有する情報を適切に管理・活用し、必要に応じて他特定行政庁と共有・統一する。
- ③特定行政庁は、新たな課題に即応できる執行体制の在り方を検証・検討する。
- ④特定行政庁は、社会情勢の変化に対応できるよう、建築規制に関する条例、規則、要綱等について、適時適切に見直しを行う。
- ⑤特定行政庁は、各取組を推進するため、関係機関・団体との連携確保や情報共有を推進する。
- ⑥特定行政庁は、各取組の推進や新たな施策の立案に向け、建築行政共用データベースシステムを効果的かつ積極的に活用する。
- ⑦特定行政庁は、地理情報システム（GIS）等に対応した指定道路図をホームページにより公開することを推進する。
- ⑧特定行政庁等は、建築確認申請や定期報告の電子化に向け、「福島県特定行政庁等連絡会議」等において先事例を共有するとともに、必要な事項・課題を抽出し、実施体制の整備を検討する。
- ⑨県は、建築士事務所から提出される設計等の業務に関する報告書を電子メールで收受する体制を整備する。

福島県建築行政マネジメント推進協議会構成員

県関係部局	福島県 危機管理部 消防保安課
	福島県 警察本部 生活安全部 生活環境課
	福島県 土木部 技術管理課 建設産業室
	福島県 土木部 建築指導課
県出先機関	県北建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	県中建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	県南建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	会津若松建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	喜多方建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	南会津建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
	相双建設事務所 建築住宅部 建築住宅課
特定行政庁	福島市 都市政策部 開発建築指導課
	郡山市 都市構想部 開発建築法務課
	いわき市 都市建設部 建築指導課
	会津若松市 建設部 建築住宅課
	須賀川市 建設部 建築住宅課
指定確認検査機関	一般財団法人ふくしま建築住宅センター
	合同会社あんしん住宅検査センター
	株式会社建築検査機構
指定構造計算適合性判定機関	一般財団法人福島県建築安全機構
建築関係団体	公益社団法人福島県建築士会
	一般社団法人福島県建築士事務所協会
	一般社団法人福島県建設業協会
	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会

改定履歴

平成 23 年 4 月 策定

平成 27 年 8 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

令和 7 年 7 月 改定